

お試しKnow福(農)事業補助金

農福連携に取り組んでみませんか！

農福連携に試行的に取り組む農業者に対し

最大10万円 補助します！！(補助率定額)

事業活用事例

- 水稻育苗箱の運搬・洗浄
- 畦畔の草刈り
- ネギの収穫・出荷補助
- トマトの葉かき
- ハウスの後始末
- 農産物の加工 など



人手不足を
補えました！

栽培面積を拡大
しました！



支援対象者（次の条件をすべて満たす方）

- ① 県内に居住し販売を目的とする農業者、任意団体※

※農業者で組織する任意団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織および運営についての規約の定めがあること

- ② 新たに農福連携に取り組む方
または新たな品目で農福連携に取り組む方
- ③ 事業実施に係る効果の検証等について、県の調査に協力できる方

助成対象経費

農業者等が福祉事業所に農作業等を委託する経費※

※予算上限に達し次第、募集を締め切ることがあります。

詳しくはうら面をご覧ください

申込
問合せ

福井県 農林水産部 園芸振興課

Tel : 0776-20-0433

Email : engei@pref.fukui.lg.jp

福井県 お試しKnow福 検索



お試しKnow福事業 Q&A

Q 農福連携とは、どのような取組ですか？

A 障がい者等が農林水産分野で活躍することを通じて、自身や生きがいを創出し、社会参画を促す取組です。
人手を必要とする農業者側と就労機会を必要とする福祉側双方の課題が解決できるWin-Winの取組として、全国的にも推進されています。

Q 作業委託費はどれくらいかかりますか？

A 作業委託費は農業者と受託側（福祉事業所）が事前に相談の上、両者間で取り決めてください。委託内容のほか、障がい者が利用する休憩場所やトイレに関することなども事前に取り決めてください。

Q 農福連携に興味がありますがどこに相談すればよいですか。

A 各農林総合事務所および嶺南振興局に相談窓口を設置しています。まずは相談窓口まで委託したい作業内容などをご相談ください。

Q 作業委託をしたいけれど福祉事業所が見つかりません。

A 委託作業先が見つからない場合は各農林総合事務所や嶺南振興局を通じて相談していただくか、マッチング支援機関である福井県セルフ振興センターに問い合わせてください。
〔福井県セルフ振興センター TEL：0776-29-2234〕

Q 助成を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A 別に定める公募要領に基づき、県に計画書を提出してください。計画内容を審査の上、事業採択を決定し、その後、補助金申請の手続きをご案内します。

Q 農福連携サポーター制度による支援も同時に受けられますか？

A 農福連携サポーター制度によるサポーター派遣も同時に申請できます。サポーター制度については別のチラシをご覧ください。

Q 農福連携に取り組むにあたってのポイントなどはありますか？

A 複数の作業を切り出し単純化するなど、障がいのある方が作業しやすくなるようにしてください。作業指示も容易となります。作業切り出しのポイントは「農福連携作業マニュアル」を参考にしてください。